

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について（報告）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成19年11月22日

雇用対策基本問題部会
部会長 大橋 勇雄

職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

記

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法は、平成20年6月30日限り、効力を失うこととなっているが、最近の我が国の漁業をめぐる国際環境については、引き続き漁業規制の強化による厳しい状況が見込まれ、今後においても漁業離職者が発生することが予想されている。

このような実情にかんがみ、同法の有効期限を延長することが必要であると認める。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正について

1 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法について

(1) 目的

漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資すること。

(2) 経緯

昭和52年に2年間の限時法（議員提出）として成立し、以後、昭和54年に4年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

(3) 施策の概要

- ① 漁業離職者求職手帳の発給及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施

(4) 法の有効期限

平成20年6月30日失効

2 改正の内容

法の有効期限を平成25年6月30日まで延長すること

3 有効期限を延長する必要性

最近の我が国の漁業をめぐる国際環境については、

- ① まぐろ類等の保存・管理措置の強化
- ② 日中漁業協定・日韓漁業協定の枠組みに基づく規制の強化
- ③ ロシア政府による規制の強化

等依然厳しい状況にあり、今後においても引き続き漁業離職者が発生することが予想されている。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく対策

